

令和4年1月20日
分任支出負担行為担当官
艦船補給処管理部長 福田 理

関連企業各位

現状における装備品等の調達の実施に関する方針について

平素より、海上自衛隊の装備品供給に係る調達にご協力頂きありがとうございます。

現在、世界的な新型コロナウイルス感染症の流行、半導体需要の増加等による供給不安及びトンガで発生した海底火山噴火の影響等により、艦船補給処が行う調達に際し、納入の遅延や履行可能性の不確実性などの悪影響が懸念される状況になっていると認識しております。

他方、海上自衛隊の活動は寸断することなく継続していく必要があり、活動に影響がないよう、艦船補給処におきましては必要な調達の実施に最大限の努力を払っていく所存です。

そのため、次により実施し、円滑で継続的な調達実施に努めて参りたいと考えております。

- 1 調達要求時に、調達要求元部署あるいは契約課から見積等の依頼をさせて頂いた際に、上記による供給の懸念があるものについては、速やかに同部署あるいは分任支出負担行為担当官までご連絡ください。ご連絡の内容を踏まえ、新型コロナウイルス感染症防止対策に伴う装備品等の調達や天災等の不測事項に係る関連規則を踏まえながら、部隊運用に支障が生じないよう、かつ、各位の置かれた現在の状況等も鑑み、適切な納期設定や契約方式等（必要に応じて概算契約の選択等を含む。）の検討、あるいは予算の繰越等の実施に係る検討をさせていただきます。
- 2 既契約であって、上記供給の懸念が見込まれる、あるいは予測し得ない事由が発生した場合についても、発生の都度、速やかに分任支出負担行為担当官までご連絡ください。ご連絡の内容に応じて、新型コロナウイルス感染症防止対策に伴う装備品等の調達関連規則で定まっている無責での納期猶予等の適用を含めた対策を検討させていただきます。

当補給処としては、調達に際し、上記手段を適時かつ有効に活用し必要な調達に努めていく所存ですので、各位におかれましても艦船補給処の調達への影響について情報収集に努めて頂きますとともに、極力、必要な調達を継続していくことへのご配慮とご協力をお願い申し上げます。